

社会生活適応訓練事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会生活適応訓練事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(訓練時間等)

第2条 訓練時間は1日8時間以内とし、訓練日数は1か月20日以内とする。

(推進委員会の組織)

第3条 推進委員会は、府こころの健康総合センター職員、精神科医師、障害者就業・生活支援センター職員等の委員をもって組織する。

2 委員の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(推進委員会の運営)

第4条 推進委員会の事務局は、福祉部障がい福祉室自立支援課に置く。

第5条 要綱第7条に規定する協力事業所の登録の期間は、登録日から起算して2年を経過した日以降における最初の3月31日までとする。ただし、協力事業所登録更新申請書（様式ア）の提出をもって、1年間更新するものとする。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、協力事業所登録更新の適否を決定する。

3 知事は、前項の決定をしたときは、社会生活適応訓練事業協力事業所登録更新承認通知書（様式イ）又は社会生活適応訓練事業協力事業所登録更新不承認通知書（様式ウ）により、当該事業所が属する法人に通知する。

4 第1項における申請書の提出があった協力事業所について、障がい者に対する理解不足及び配慮に欠ける言動が確認された場合や、障がい者に就労訓練の場を提供する者としてふさわしくないと判断される場合は、協力事業所の登録を更新しない。

5 要綱8条第3項に規定する協力事業所の登録取消事由は、前項に定める事由と同様とする。

(協力事業所の登録内容の変更)

第6条 協力事業所が属する法人は、法人名、協力事業所名、事業所代表者、事業所所在地、電話番号、訓練内容又は訓練場所所在地について変更したときは、協力事業所登録内容変更届（様式エ）により、知事に届け出るものとする。

(委託料の額)

第7条 要綱第12条に規定する協力事業所が属する法人に支払う委託料の額は、訓練生1名につき、1日の訓練時間が4時間未満の場合は1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、4時間以上の場合は2,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(委託料の請求)

第8条 知事は、協力事業所が属する法人から要綱第12条第2項の規定による委託料の請求があったときは、内容を審査し適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(謝礼の額)

第9条 要綱第13条に規定する支援機関に支払う謝礼の額は、訓練生1名につき、月額5,000円とする。

(謝礼の支払い)

第10条 知事は、支援機関から要綱第13条第2項に規定する書類を受理し、内容を審査して適正と認められる場合は、その書類を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(事故の処理)

第11条 知事は、要綱第15条に定める事故等報告書の提出があったときは、推進委員会の意見を聞いた上で、速やかに事故処理に当たるものとする。

(損害賠償)

第12条 協力事業所は、委託業務の実施に関し、その責めに帰する理由により訓練生又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 訓練生がその責めに帰する理由により、協力事業所又は第三者に損害を与えたときは、関係者間で解決を図るものとする。

3 知事は、前項の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(証拠書類の保管)

第13条 協力事業所は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項又は要綱及び要領により難しい事項については、推進委員会に意見を聞いた上で、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式ア)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
法人名
代表者名

協力事業所登録更新申請書

社会生活適応訓練事業における協力事業所として引き続き登録されるよう、社会生活適応訓練事業要領第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業所名称	
事業所代表者氏名	
事業所所在地	
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	
事業内容	
事業開始年月日	
事業所従業員数	計 名 内訳 常勤 名(男 名、女 名、その他 名) 非常勤 名(男 名、女 名、その他 名) 障がい者 名(男 名、女 名、その他 名) うち精神障がい者 名(男 名、女 名、その他 名)
訓練場所所在地	
訓練内容	
訓練受入可能人数	名
精神障がい者の 雇用経験の有無	<input type="checkbox"/> 有 計 名(男 名、女 名、その他 名) うち、社会生活適応訓練事業を通じた雇用 計 名(男 名、女 名、その他 名)
	<input type="checkbox"/> 無
担当者(部署・氏名)	

※ 訓練受入可能人数は、事業所従業員数の半分以上としてください。

※ 事業所名称、訓練場所所在地(市区町村名まで)、訓練内容については、大阪府のホームページに公表します。

(様式イ)

障自第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者氏名) 様

大阪府知事 氏 名

社会生活適応訓練事業 協力事業所登録更新承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、社会生活適応訓練事業に関する
協力事業所登録更新について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 協力事業所名等

協力事業所名	訓練場所所在地

2 登録期間 年 月 日から
年 月 日まで

(様式ウ)

障自第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者氏名) 様

大阪府知事 氏 名

社会生活適応訓練事業 協力事業所登録更新不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、社会生活適応訓練事業に関する協力事業所登録更新については、不承認となりましたので通知します。

- 1 事業所名
- 2 不承認の理由

(様式工)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

法人名

代表者名

協力事業所登録内容変更届

協力事業所の登録内容を変更しましたので、社会生活適応訓練事業要領第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更内容

変更する項目	変更前	変更後

2 変更日